

埼玉県立小児医療センターで使用する電気 仕様書

1 概要

- (1) 件名
埼玉県立小児医療センターで使用する電気
- (2) 需要場所
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
- (3) 業種及び用途
病院（病院で使用する電力）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ① 供給電気方式 交流3相3線式
 - ② 供給電圧（標準電圧） 20,000ボルト
 - ③ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ④ 標準周波数 50ヘルツ
 - ⑤ 受電方式 3回線スポットネットワーク受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ① 契約電力 1,900キロワット
 - ② 特別高圧自家発補給電力 370キロワット
 - ③ 予定使用電力量 別添「予定使用電力量ほか」のとおり
- (3) 供給期間
令和3年10月1日午前0時から令和4年11月30日午後12時まで
- (4) 電力量等の検針
 - ① 自動検針装置 有
 - ② 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - ③ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付）
- (5) 需給地点
スポットネットワーク変圧器の1次側に埼玉県が施設した断路器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中95～100%を保持する予定である。
- (2) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。
- (3) 非常用自家発電設備（1,500キロボルトアンペア×2台）、常用発電設備（370キロワット×2台）、太陽光発電設備（10キロワット1式）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、受注者制定の電気需給約款による。これらに定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款による。

予定使用電力量ほか

使用電力量等は、過去の使用電力実績を基に設定した数値である。

年月	基本 料金	自家発 補給電力	電力量料金				最大 電力 (KW)	力率 (%)
			ピーク	夏季昼間	その他季 昼間	夜間		
	契約電力 (kW)	使用電力 (KW)	使用 電力量 (kWh)	使用 電力量 (kWh)	使用 電力量 (kWh)	使用 電力量 (kWh)		
R3年10月	1,900	370			311,938	353,117	1,617	99
R3年11月	1,900	370			211,599	374,260	1,231	99
R3年12月	1,900	370			267,822	368,271	1,275	99
R4年1月	1,900	370			295,152	421,188	1,661	99
R4年2月	1,900	370			282,546	403,408	1,676	99
R4年3月	1,900	370			320,903	423,949	1,669	99
R4年4月	1,900	370			236,362	342,703	1,423	99
R4年5月	1,900	370			186,143	412,366	1,261	99
R4年6月	1,900	370			276,546	379,013	1,669	99
R4年7月	1,900	370	75,097	226,809		472,282	1,624	99
R4年8月	1,900	370	96,011	290,367		537,253	1,743	99
R4年9月	1,900	370	79,086	235,447		450,863	1,698	99
R4年10月	1,900	370			311,938	353,117	1,617	99
R4年11月	1,900	370			211,599	374,260	1,231	99

夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間

ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間
ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間
ただしピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日